

# 議 事 録 抄 本

令 和 5 年 7 月

福 崎 町 農 業 委 員 会



令和5年7月農業委員会議事録抄本

日時：7月18日(火) 14:56～

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、豊國主査、塩見主査、多田

【欠席者】

【遅刻】9番 松本 廣幸委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
2番 加瀬澤智昭	11番 吉高 平記

【署名人】

2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積
----------	---------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会7月定例会を開催します。

本日の農業委員の欠席はありません。9番 松本 廣幸委員が所要のため遅刻と連絡を受けています。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積
----------	---------

委員にお願いします。本日は、議案第14号から議案第17号に至る4議案、報告事項2件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1件

議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第16号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について

(委員会受理) 1件

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規程に基づく農用地利用集積計画の決定について

(利用権の設定) 1件

報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

4件

報告第2号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

3件

---

(事務局担当) 令和5年7月議案説明

議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会許可)

議案第16号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について  
(委員会受理)

6番:同一地のため合わせて説明します。資料1ページ、3ページをご覧ください。申請地は地図から切れていますが、もちむぎのやかたの東約300mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんは町外在住で農地の管理に困っており、譲受人である〇〇さんより売買の話が上がりました。関連は議案第16号です。現在の地目は田のため、取得後は水口を塞いで畑とします。当面は季節野菜を作付し、後々は面積の半分ほどに果樹を植える予定と聞いています。

市街化区域内の農地で、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えられず、許可要件を満たすものと考えます。

議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(知事許可)

5番:資料2ページをご覧ください。申請地は神谷橋の北約160mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により露天資材置場及び進入路に転用するものです。昨年にも転用の申請が出ていますが、露天資材置き場を拡大するために■■■■を転用します。地籍図を見ていただくと■■■■や■■■■がありますが、付近の数筆をを現在資材置き場や駐車場として使用しています。進入しにくいいため■■■■の土地を借りており、進入路として■■■■を転用します。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地は集約されておらず、及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について  
(利用権の設定)

議案4ページ・5ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。農地中間管理機構を通じての貸借です。田6,211㎡、1件です。鍛冶屋地区で〇〇が耕作されます。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

6ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明書を2件、計4件を発行したことを報告します。

報告第2号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

農事組合法人 鍛冶屋宮農組合から令和5年5月22日付けで、農事組合法人 西治宮農組合から令和5年6月1日付けで株式会社八千種宮農から令和5年6月8日付で事業状況等の報告書が提出され、それにより、それぞれ農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

---

(議長) 議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件及び議案第16号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、現地調査済です。同一地のため合わせて報告願います。

(加瀬澤委員) 6番:申請地は、もちむぎのやかたの東約300mに位置しています。現地では、草刈等され適切に管理されていることを確認しました。現地調査班では、特に問題はないと判断しています。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件及び議案第16号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(加瀬澤委員) 5番:申請地は、神谷橋の北約160mに位置しています。現地では、草刈等をされて適切に管理されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇が露天資材置場と進入路とするために転用するものです。

現地調査班では、特に問題はないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について、私が関係しておりますので、職務代理者の松岡副会長に議長をお願いし退出いたします。

< 上田会長 退室 >

< 職務代理者 議長席へ >

(職務代理者) 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について質疑ありませんか。

<なし>

(職務代理者) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について、討論はありませんか。

<なし>

(職務代理者) ないようですので、採決に移ります。議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 9 : 反対0]

(職務代理者) 挙手全員でございますので、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について、決定すること

といたします。

< 職務代理者 議長席退席 >

< 上田会長 入室 >

---

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、討論はありませんか。

<松本委員入室>

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

(三木委員) 所有権移転だけで地目変更はされないのか。

(事務局) 地目変更はされます。今の現況では地目が変えられないので所有権移転をされた後にされます。転用の許可が下りて現況が農地でなくなった状態でないと法務局で地目変更ができないです。

(三木委員) 所有権移転が終わってから、地目変更をされるんですね。

(事務局) 現況に即して地目変更になりますので。

(事務局) 砂利をいれるとか、また建物を建てるなど誰が見ても農地でないと雑種地や宅地にはなりません。

(三木委員) 議案16号のような田から畑は大丈夫なのか。そのまま地目変えられるのか。

(事務局) 絶対田から畑へ地目を変えないといけないということではないのですが、今回は変えたいということで、届出がありました。

(事務局) 今回は水口をふさがないと村の水利費がかかってくるようで、届出をしたいということでした。登記地目を変えるのは現況が変わってからになります。

(三木委員) わかりました。

(議長) 他にないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第16号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第16号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第16号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(三木委員) もう一つ質問なのですが、畑化の水利費は村に10年分払うところもあるんですが、ほ場整備をしてるところでは水口を畑にもつけている。そういうところは水口をつける必要はないということになりますね。

(事務局) 畑をするのに田より水はいらないというのがほ場整備の通説と思うのですが。

(三木委員) ほ場整備で畑地として作ってあるが、パイプラインの用水と排水の口がくる。畑でも水が引けるようにしないといけないということを言われている。ちょっと矛盾しますよね。用水と排水があるということは畑であっても村としては水利費をとるということになる。

(事務局) それは農業委員会がどうこういう問題ではないので、村のほうで相談していただくことになります。

(三木委員) わかるのだが、水口をほ場整備で作るのか。

(宮川委員) ほ場整備では、5年か6年に1回は水をひかないといけない。ほ場整備では畔豆を作るのでも水がいるから水口を作らないといけないとなっている。

(加瀬澤委員) 西大貫は面倒くさいからということで全部取っているが、その代わり用水の水は自由に使っているということになっている。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

<なし>

< 15 : 24 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・8月22日(火) 15時00分から

署名人	加瀬澤智昭
署名人	宮川 積